単価契約仕様書

都市計画局　都市景観部　広告景観づくり推進課

（担当：林、森脇　電話：222-4138）

件　　名	（単価契約）違反はり紙等除却及び搬入業務
形状・寸法	
予定数量	予定日数：５２日、予定枚数：１，２００枚
契約期間	令和　９年　４月　１日　～　令和　１０年　３月３１日
契約条件	１　総則 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。 ２　業務内容 別紙違反はり紙等除却及び搬入業務仕様書のとおり

（単価契約）違反はり紙等除却及び搬入業務仕様書

１　期　　間　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

２　予定日数　　５２日（バイク利用３７日、トラック利用１５日）
（原則月４日間（バイク利用を月３回、トラック利用を月１回）及びその他指定する４日間。なお、広告景観づくり推進課（以下「本市」という。）の指示に基づき違反屋外広告物の除却作業実施計画書（様式１）を作成し、実施すること。）

３　予定数量　　１，２００枚
（１日当たりの作業量の目安は２２枚。パンフレットラック及び広告付きベンチについては、１個につき２枚と換算する。なお、予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら補償しない。）

４　作業時間　　原則として午前９時から午後１時まで（トラック利用時は、午後４時まで）

５　作業内容

⑴　はり紙、はり札、広告旗及び立て看板等（以下「違反はり紙等」という。屋外広告物法第７条第４項に規定されるもの。別紙参照）を本市の指示により除却すること。広告旗（設置する台があるもの）並びに立て看板等のうちパンフレットラック及び広告付きベンチ等については、本市に連絡のうえ除却すること。

小回りの利くバイク利用時は、多地点で小型の違反はり紙等除却及び搬入業務を行うとともに、トラック利用が必要な地点の見回りを行い、大型の搬入が可能なトラック利用時は、大型の違反はり紙等除却及び搬入業務を行うとともに、バイク利用が効率的な地点の見回りを行うこと。

なお、パンフレットラックが道路柵等にチェーン又はU字ロック等で固定されている場合は、これらを切断し、除却すること。ただし、U字ロック等を切断する器具は受託者が用意すること。

はり紙については、皮すき、スクレイパー等を使用し、定着している物件に損傷を与えないよう、丁寧に行うこと。また、長期間貼付けられ固着が著しいものには、適宜霧吹き等を使用し、できる限りきれいに剥がすよう努めること。

⑵　除却したはり紙は適法に廃棄すること。はり紙を除くはり札、広告旗及び立て看板等は、分別及び整理のうえ、６の保管場所の所定位置に搬入すること。なお、広告旗、パンフレットラック及び広告付きベンチについては、除却日及び除却場所を記載した荷札を添付すること。

⑶　除却作業に際しては、履行状況を確認する写真（撮影時間を入れて、除却前と除却後に撮影し、除却後の写真は、場所がわかるよう附近の建物又は工作物等が写るようにすること。）を撮影すること。また、作業開始時（従事者と空状態のゴミ袋やトラック等）と作業終了時（除却物の入ったゴミ袋やトラック等）の写真を撮影すること。

（注）店舗前の屋外広告物については、はり紙を除き「管理されている屋外広告物」として除却できない。ただし、除却できない屋外広告物で、放置しておくことが危険なものがあったときは、その都度速やかに本市に報告すること。

⑷　作業終了後、除却した屋外広告物等の除却日、除却場所、種類及び数量を違反屋外広告物の除却状況報告書（様式２）に記載し、本市に提出すること。

⑸　実施を予定している日の７日前までに、除却作業実施計画書（様式１）を提出すること。

⑹　その他、本市が保管場所まで本市等が除却した屋外広告物の搬送を指示した場合は、これに従うこと。なお、当該搬入は、作業日数として計上するが、除却枚数には含まないものとする。

6　除却場所及び保管場所

・除却場所

次のターミナル及びその近隣交差点周辺並びにバス路線沿線等を中心とする。

なお、除却場所は本市の指示により変更することがある。

［ターミナル］（　）内は近隣交差点名称を示す。

北大路（北大路新町、北大路堀川）、四条烏丸（四条河原町から四条堀川までの交差点）、竹田（竹田久保町）、山科（外環渋谷、東野）、醍醐（外環小野から石田森東までの交差点）、二条（千本丸太町、千本三条）、出町柳（河原町今出川、百万遍）、三条京阪（河原町三条、東山三条）、桂（千代原口）、西院（西大路三条から西大路五条、四条佐井から四条御前までの交差点）、四条大宮（四条大宮から四条堀川までの交差点）、桃山御陵（丹波橋、竹田街道大手筋）、太秦（帷子ノ辻）、白梅町（千本今出川、円町）、京都駅（正面、八条口）、祇園四条（四条河原町、祇園）

・保管場所

京都市伏見区横大路下ノ坪１　横大路運動公園内

7　使用車両及び作業人員

使用車両　　バイク利用は原動機付き自転車等、トラック利用は２トン積みトラック程度
貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業の許可を有すること。

作業人員　　２名以上

8　報告

作業終了後、５⑷の報告書を本市に提出し、確認を受けること。

9　完了届及び検収

当月分の作業完了後、速やかに当該完了届及び５⑶の写真を本市に提出すること。

10　留意事項

⑴　雨天で作業を実施しないときは、当日の午前９時までに本市まで連絡し、作業が実施できなかった箇所については、以降の実施計画に組み入れて実施すること。

⑵　業務履行中は、貸与する委託証明書を携行し、腕章を着用すること。

⑶　除却に際しては、電柱等の塗装等を傷めないように注意するとともに、除却に伴い発生した紙くずは周辺に残さないよう清掃すること。また、作業中は、周囲の状況に十分配慮し、事故のないよう行うこと。

11　作業代金

⑴　本市が受託者に支払う代金は、一日当たり単価に実施日数を乗じた額及び一枚当たり除却単価に実績枚数を乗じた額を合算した金額とする。

⑵　当該月終了後に請求書を作成し、速やかに本市に提出すること。

12　代金の支払方法

11 の料金は、受託者の適法な請求に基づき、請求のあった日から３０日以内に支払う。

13　その他

⑴　除却にともなう器具、写真機等は、受託者が用意すること。

⑵　本仕様書に明記のない場合又は内容に疑義の生じた場合、本市と受託者が協議すること。

様式１

違反屋外広告物の除却作業実施計画書

作業日 (曜日)	作　　業　　場　　所	使用車両
／ (　　)		バイク ・ トラック
／ (　　)		バイク ・ トラック
／ (　　)		バイク ・ トラック
／ (　　)		バイク ・ トラック
／ (　　)		バイク ・ トラック

様式２

違反屋外広告物の除却状況報告書

除 却 日：　　年　　月　　日

作業者名：

使用車両：　バイク　・　トラック

除却場所	広告物の種類・数量				備考
	貼り紙	貼り札（幕）	広告旗	立て看板（ラック、ベンチ）	
小　　計					
合　　計					

※　除却できない屋外広告物で，放置しておくことが危険なものがあったときは，電話等によりその都度報告すること。

（広告景観づくり推進課 222－4138）

（別紙）

屋外広告物法（抜粋）

（違反に対する措置）

第７条　都道府県知事は、条例で定めるところにより、第３条から第５条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（中略）

４　都道府県知事は、第３条から第５条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物及び掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第１号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

（1）　条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

（2）　管理されずに放置されていることが明らかなとき。